主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人畑野有伴の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇 五条の上告理由にあたらない。

なお、原判決の是認した第一審判決は、酒酔い運転の所為につき道路交通法―― 七条の二、一号、業務上過失傷害の所為につき刑法二――条前段(昭和四三年法律 六一号による改正前のもの)を適用し、前者の罪につき懲役刑、後者の罪につき禁 錮刑を選択したうえ、以上は同法四五条前段の併合罪であるとして、同法四七条本 文により後者の罪の刑に法定の加重をし、結局禁錮四年六月以下で処断しているが、 右は各罪につき定めた刑の長期の合算額を超える場合であるから、同条但書を適用 し禁錮四年以下で処断すべきであつたにかかわらず、第一審判決がこれを遺脱し、 原判決がこれを看過したのは、法令の適用を誤つたものといわなければならない。

しかし、記録にあらわれた一切の事情を総合すると、被告人に対する本件宣告刑が不当に重いものとはいえないから、原判決を破棄しなければ著しく正義に反する ものとは認められない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和四四年二月二二日

最高裁判所第二小法廷

介	之	浅	鹿	草	裁判長裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	上	村	裁判官